

日本赤十字豊田看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。
認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は1941（昭和16）年に発足した日本赤十字社愛知県支部病院救護看護婦養成所を前身とした日本赤十字愛知短期大学を実質的に吸収する形で、2004（平成16）年に学校法人日本赤十字学園の中部ブロックの拠点校となる4年制看護大学として、愛知県豊田市に開設された。また、2010（平成22）年度には大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）を開設している。

建学の精神は「人道」の原則を中心とした赤十字の基本原則に基づいており、赤十字の理念に基づく全人的、科学的な看護を実践するための主体的な行動力、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな人間形成、さらには国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動ができ、将来、看護の教育・研究の発展に資する看護専門職の養成を目指すことを教育理念として掲げている。教育理念の具現化のために5つの教育目的と8つの卒業時到達目標が設定され、『学生便覧』やホームページをとおして学生や一般社会への周知が図られている。また、『大学案内』や『募集要項』には学園の理念である「人道」をキャッチコピーにした教育目的・目標を一般向けの言葉におきかえて掲載しているほか、新規採用の教職員に対しても、入職時に建学の精神や教育目的、目標を周知する機会を設けている。

貴大学はe-Learningを駆使した学習支援システムの開発・導入や大学院の開設を含む大学の体制強化など、開学から短期間で教育・研究や管理運営に係る組織を整備しており、おおむね適切な運営がなされている。また、災害時に必要な非常食や日用品などの救援物資を備蓄庫に保管し、地域の防災訓練に積極的に協力するなど、赤十字の理念に基づいた取り組みは評価できる。

今後はさらなる発展のため、恒常的に検証する自己点検・評価のシステムを確立し、評価結果を有効に機能させる体制を整備することを期待する。

二 自己点検・評価の体制

2004（平成16）年度に「自己点検・評価委員会規程」を策定し、評価体制は整えら

れてはいるものの、2008（平成20）年度までに「自己点検・評価委員会」は開催されていない。また、自己点検・評価の一環として、2008（平成20）年度より学生と教員に対して、学生生活、入試、施設設備・情報システム、倫理、図書、広報、事務局、カリキュラム編成・運用などに関するアンケートが行われている。調査項目はおおむね妥当であるが、分析・評価方法が十分でない。

今後はアンケートの分析を含めた自己点検・評価活動を充実させ、評価結果を有効に機能させるための体制整備が望まれる。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

2004（平成16）年に開設された看護学部看護学科の1学部1学科から構成される看護の単科大学であり、赤十字の理念とする「人道」のもと大学の理念・目的を実現するための組織が構成されている。

2010（平成22）年度より、看護学における研究能力や高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的として大学院看護研究科（修士課程）を開設し、名古屋市内にサテライトキャンパスを設置するなど組織を強化している。今後は開学時より学内に設置しているヘルスプロモーションセンターの充実を含め教育研究機関としての組織整備を進めていくことが期待される。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

カリキュラムは看護学の主要概念である「人間」「環境」「健康」「看護」に「赤十字」を加えた5つの柱立てにより教育課程が編成されており、特に専門科目の「赤十字看護学」に配されている「災害・救急看護学」は赤十字の看護師として災害時に看護が果たす役割を中心とした講義であり、貴大学の看護師養成教育の特色としてあげることができる。また外国語科目に英語のほか、スペイン語、中国語などを開講していることは、自動車産業に従事する外国人の居住が多いという地域の特性を考慮している。

「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」は有機的に連携して学修できるよう、年次ごとに適切な科目配置がされており、人間形成の土台ならびに、学問全般の基盤となる教養科目の配置をしている。しかし、学士課程に必要な導入教育に対応する科目としてあげられている「生命倫理」「教養ゼミナール」のうち、「生命倫理」の科目名と高等教育へ円滑に移行するための導入教育の目的、内容に齟齬がある。また、導入教育としての第2 Semesterに配置されている「教養ゼミナール」は、第1 Semesterに科目配置をすることが望ましく、検討が必要である。

(2) 教育方法等

「学生便覧」およびシラバスにより、各学年の学期開始時のガイダンスならびにチューター制度を導入した組織的な履修指導が行われている。シラバスは一定様式で記載されているが、成績評価基準にあいまいな記載が見られるので改善が望まれる。

看護専門職の育成という大学の設立目的に従って、養成所指定規則に準じたカリキュラム構成をしているために必修科目が多くなる中、語学力を高めるための少人数クラスによる授業、地域で暮らす外国人との交流、教育効果を上げるための工夫が見られる。特に、e-Learningの「看護過程学習支援システム(CASYSNUPL)」の開発・導入は、臨床現場に即した看護教育の自学自習を促し、教育効果を上げる学習支援システムとして評価できる。

学生による授業評価は2008(平成20)年度から組織的に行っており、2009(平成21)年度からは評価結果を学生と教員に公表し、学生の授業評価をもとに教員の自己評価を実施していることは評価できる。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動については、「FD活動委員会」が組織され、日本赤十字社が実施する各種研修への派遣、外国人教員招聘などの取り組みが見られるが、学内でのFD活動についても今後検討されたい。

すべての実習科目において、学生6名に対して指導者1名配置することを原則として対応していることは評価できる。

(3) 教育研究交流

ハワイ大学との教育相互交流協定を締結し、2007(平成19)年度には地域看護学実習の一環として国際看護実習を行った実績がある。「国際救援と英語」の科目設定や中国語、スペイン語、フランス語など多彩な外国語科目の選択を可能にしていること、国際保健医療支援実習を取り込むなど、看護の国際化を視野に入れたカリキュラムの設定がなされている。このことは「赤十字の理念に基づく全人的、科学的な看護を実践するための主体的な行動力、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな人間形成、さらには国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動ができる基盤能力を有し、将来、看護の教育・研究の発展に資することができる看護専門職の養成を目的とするものである。」という教育理念に合致し、国際化への対応と国際交流の推進に向けた取り組みとして評価できる。しかしながら、近年の国際交流は、大学開学時から見ると学生の語学研修や海外研修生の受け入れ、派遣とも活発でないのもので、原因の究明と対策の検討が今後の課題である。

3 学生の受け入れ

『大学案内』『学生募集要項』および大学のホームページに建学の精神とともにアド

ミッションポリシーが掲載されており、受験生への周知体制は整っている。

定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率および編入学定員に対する編入学生数比率とも、おおむね適切に推移している。

入学者選抜とその結果の公正性、妥当性については、在学時の成績や国家試験合格結果と照合しており、入学者選抜はおおむね適切に行われている。しかし、入試に係る会議や委員会の位置づけが不明確な部分があることから、規程および組織図の見直しを検討されたい。

また、推薦入試や社会人特別選抜で行われている面接・作文の配点が受験生に示されていないことから、入学試験結果の開示の方法や情報公開についてのさらなる検討が必要である。

4 学生生活

学生に対する経済支援については、日本学生支援機構による奨学金に加えて、日本赤十字社関係の多彩な奨学金制度があり、2009（平成21）年度には全学生の81%が奨学金の給付を受けており、学生の経済状態を安定させる配慮がなされている。

学生に対する相談体制については、各種健康相談や保健室の運営により、健康的な学生生活が送れるような体制が整備されている。学生相談室は、メンタルヘルスと母性相談が行われ、それぞれ相談日を設けているほか、メールでの相談も受け付けている。学生に対する相談活動は就職関連を含めおおむね組織立った体制がとられている。教員が担当学生の相談を受けるチューター制度は、学年進行に応じたきめ細かな取り組みと評価したいが、チューターが不在の場合が多く、面談の方法など検討する必要がある。

また、ハラスメントについては、『学生便覧』に「学内における倫理（ハラスメント）」の記載があるが、相談体制や学生への周知方法など十分とはいえないため、改善に向けた検討が必要である。

5 研究環境

個人研究費は職位に応じて、研究旅費は一律に支給されており、教員研究室も講師以上には個室が提供されている。また、紀要の発行、倫理委員会の設置など、教員の研究活動のための研究環境はおおむね整備されている。しかし、研究時間については、専門科目の講義や年間をとおしての看護実習など十分な研究時間の確保は難しい現状であり、改善に向けた検討が望まれる。

科学研究費補助金の申請・採択については、実績を上げていると判断できるが、提出された資料によると、2004（平成16）年から2008（平成20）年までの5年間の学

術論文と学会発表に限定した場合、研究活動が活発とはいえないため、さらなる努力が必要である。

6 社会貢献

備蓄庫が設けられた体育館や酸素供給が可能な実習室など、大学の施設そのものが災害時の救護拠点としての設備を備えた設計となっており、「災害・救急看護学」の演習を地域の防災訓練と連携して行うユニークな試みとともにこうした大学の在り方は大学が社会に果たす役割の1つとして評価できる。開学時より学内に「ヘルスプロモーションセンター」を併設し、授業に支障のない限り広く市民に開放している。現在は月1回の「父と子の日」の開催、年1回行われる日本赤十字社愛知県支部による「救急法講習会」「家庭看護法講習会」「幼児安全法講習会」が主な定期開催事業となっている。また、スキルアップを目指す専門職を対象とした各種講座や市民講座を随時開講し、大学の持つ有形無形の資源を地域に提供している。しかし、WHO（世界保健機構）の推進するヘルスプロモーションの概念に基づき「健康日本21」の三河地区におけるシンクタンクの役割を持って開設された「ヘルスプロモーションセンター」が、活動内容から判断すると、十分に機能しているとはいえない。今後は、地域ニーズを踏まえたヘルスプロモーション活動や情報発信の拠点としての運営に期待する。

なお、開学以来、貴大学の教員は愛知県や豊田市周辺の委員会・審議会などに参画し、健康関連の政策形成等に貢献している。

7 教員組織

専任教員数は大学設置基準の必要専任教員数を上回り、専任教員1人あたりの学生数は収容定員500名に対し29名の専任教員に加え、13名の助手が配置されており、おおむね適切である。専任教員の年齢構成は41～50歳と61歳以上が若干多く、バランスが良いとはいえないが、教員人事は任期制であるため年度更新に従って改善が期待できる。

教育課程に係る会議は「教授会」「教務委員会」「実習調整委員会」「カリキュラム委員会」「看護教授連絡会議」「看護教員会議」の6つが組織されおり、専任教員間の連絡の徹底、実習担当責任者と教務補佐員との情報交換も十分に図られていると判断できる。しかし、専任教員の数に比して組織されている会議が多いため、構成員として多くの会議に出席する教員には負担が大きい。

教員の募集、昇格の規程は適切に整備されている。実習などの人的支援の体制は整備されているが、臨時雇用の教務補佐員を確保することが困難であり、指導体制の不安材料である。少人数教育の維持に向けて一層の努力が求められる。

2008(平成20)年度から学校法人日本赤十字学園ではすべての大学で、教員の教育、

研究、学内貢献評価を行い、点数化して教員の教育・研究活動を評価している。

8 事務組織

事務局は大学の運営、教育・研究が円滑に進むよう事務業務が分掌されており、教員組織と連携を持ちながら教育・研究を支える組織としておおむね適切に整備されている。

教授会に事務局長が構成員として参加し、教学組織の各種委員会には事務職員が出席していることから、事務組織と教学組織間の企画・立案、意思決定への関与ならびにその意思決定事項の伝達など、連携協力関係が円滑になされていると判断できる。国際交流などに関しても国際看護実習に向けた連絡調整や外国人講師の招聘など事務組織として必要な関与がなされている。

また、日本赤十字社および学校法人日本赤十字学園が主催する研修への参加を含め、事務職員の研修の機会を確保している。経費削減、研究費獲得等の増収対策に努め、教職員に予算決算の収支報告を四半期ごとに行うことで経営意識の醸成を図っている。

9 施設・設備

校地および校舎面積は大学設置基準を満たしており、施設の室数、収容人数も十分で、教育用の情報処理機器の配備と管理も適切である。

キャンパスは既存の地形を生かした造成がされており、周辺地域と調和した設計がなされている。また、燃料電池システムを取り入れており、大学全体にエネルギー消費や二酸化炭素の排出抑制に取り組む姿勢が認められ、省エネルギーと環境に配慮した施設設備は評価できる。障がい者用の駐車スペースや車椅子トイレの設置など、バリアフリー化を含むキャンパス・アメニティを考慮した取り組みも適切である。施設・設備の維持管理は、担当部局の管理の下で専門業者に委託し、責任体制を明確にしており、防火対策は、消防関係者の指導を受けて組織的に取り組んでおり、24時間体制の有人警備、衛生・安全の確保の対応は適切である。

10 図書・電子媒体等

図書館・電子媒体等は、「教育と研究を支援するため、より幅広い文献の収集を進める」という目標に則して整備され、他の図書館等とのネットワークも整備され迅速な情報提供がなされている。蔵書は2009（平成21）年3月現在、和書37,658冊、洋書1,738冊と多いとはいいがたいが、毎年1,700冊以上の増加が見込まれている。しかし、電子ジャーナルを導入していないので、早急に整備することが望ましい。

収容定員に対する閲覧座席数は適切である。図書館は長期休業中も9時から17時まで開館されており利用者のための利便性はおおむね確保されている。また学生の要望

に沿い、2010（平成 22）年度からは図書館の閉館時間を 22 時にするなどサービス向上に努めている。

なお、図書館の地域開放については、一般への開放を行っており、2004（平成 16）年度から 2008（平成 20）年度まで学生や医療従事者を中心として年間平均 165 名の利用がある。一般利用者に対する図書の貸し出し規制に関しては「図書館学外者利用細則」と照合し適切な運用を図ることが望ましい。

1 1 管理運営

管理運営に係る事項は「運営協議会」と「経営会議」、また、教育・研究に係る事項は「教授会」が行い、経営に関する重要事項の最終決定を行う「運営協議会」は、外部有識者を加え、透明性を確保している。

学長、学部長、事務局長、図書館長他により構成され毎月開かれる「経営会議」は、予算作成、重要規程、職員人事の制定や教授会に付す重要審議事項を決定している。また、予算・決算、事業計画などの重要事項については学園理事会で決定されているが、学長は予算の執行、事業運営の権限を理事会から委譲されており、連絡・調整も十分に行われていることから、大学組織と学園理事会との連携関係は円滑であると判断できる。

1 2 財務

大学の財務状況については、完成年度を迎えた 2007（平成 19）年度からは帰属収支差額比率がプラスで推移し、2008（平成 20）年度からは消費収支においても収入超過となっている。「保健系学部を設置する私立大学」の平均との比較では、減価償却額が大きいことで教育研究経費比率が高くなっているが、その他の主要な比率はおおむね良好な状態であるといえる。また、開学初年度より減価償却額に見合う資金の留保を行っている点や、2009（平成 21）年度には 5 ヶ年の財務計画を策定している点から、学校運営、財政運営が永続的・安定的な観点で行われており評価できる。

予算編成において、事業計画を新規・継続・スクラップ事業に区分する取り組みや、執行状況および会計基準等の説明会を行うことで、教員・職員に対する経営意識の醸成に努めるなどの工夫が見受けられる。このような取り組みを継続して実施することで、外部資金の獲得やコスト節減等につながることを期待したい。

なお、監事および監査法人の監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。今後に向けて付け加えるならば、財産に関する不正の行為がないことに対する明言や、「当該年度末の収支」という表現などについて、検討を加えることが望まれる。

1 3 情報公開・説明責任

大学が開設されて間もないこともあって、自己点検・評価の結果を公表するには至っていないが、ホームページを立ち上げて、必要な情報を適宜開示するとともに、学内報『いとすぎの丘』を発行しており、情報の公開ならびに説明責任はおおむね適切である。また、情報の開示請求に関しては、個人情報保護に配慮した上で「日本赤十字豊田看護大学における情報公開事務手続き」に基づき、公開を原則としている。今回の認証評価の受審を機に、自己点検・評価報告書や授業評価アンケートなど、教育・研究機関としての幅広い情報公開がなされることを期待する。

財務情報については、大学のホームページに、大学単体の資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表などを掲載し、学校法人のホームページでは財務三表を掲載するとともに、グラフを用いて財務の概要を解説しているほか、事業報告も公開している。

しかしながら、学校法人のホームページでは、内部取引を含む計算書類が掲載されているので、その説明が必要であろう。加えて、2009（平成21）年度から学生、父母、教職員および一般に配布している学内報『いとすぎの丘』には、消費収支計算書のみが掲載されているので、貴大学に対する的確な理解を得るには、ホームページ同様、財務関係書類に解説を付して公開することが望まれる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) e-Learningの「看護過程学習支援システム（CASYSNUPL）」の開発・導入は、自学自習を促し、看護過程演習の理解度・アセスメント能力の向上など、高い教育効果を上げており、高く評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) シラバスは一定様式で記載されているが、成績評価基準にあいまいな記載が見られるので改善が望まれる。

2 点検・評価

- 1) 「自己点検・評価委員会」が設置されているものの、恒常的な点検・評価の体

日本赤十字豊田看護大学

制が十分とはいえなため、評価結果を有効に機能させる体制整備が望まれる。

以 上

「日本赤十字豊田看護大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2010（平成22）年1月25日付文書にて、2010（平成22）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり通知します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（日本赤十字豊田看護大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は日本赤十字豊田看護大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月4日、5日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月18日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「日本赤十字豊田看護大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2014（平成26）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

日本赤十字豊田看護大学資料1—日本赤十字豊田看護大学提出資料一覧

日本赤十字豊田看護大学資料2—日本赤十字豊田看護大学に対する大学評価のスケジュール

日本赤十字豊田看護大学提出資料一覧

調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況	

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2009(平成21)年度 日本赤十字豊田看護大学 学生募集要項 一般入学試験 高等学校長推薦入学試験 日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験 社会人特別選抜入学試験 3年次編入学試験
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2009(平成21)年度 大学案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	a.学生便覧 b.シラバス等
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表
(5) 規程集	日本赤十字豊田看護大学規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	
① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究	日本赤十字豊田看護大学学則 日本赤十字豊田看護大学学位規程
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	日本赤十字豊田看護大学教授会規程
③ 教員人事関係規程等	a.日本赤十字豊田看護大学教員選考委員会規程 b.日本赤十字豊田看護大学教員選考基準規程 c.日本赤十字豊田看護大学教員選考実施要綱 d.日本赤十字豊田看護大学特任教授規程
④ 学長選出・罷免関係規程	学校法人日本赤十字学園学長選考規程
⑤ 自己点検・評価関係規程等	日本赤十字豊田看護大学自己点検・評価委員会規程
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程
⑦ 寄附行為	学校法人日本赤十字学園寄附行為
⑧ 理事会名簿	学校法人日本赤十字学園 理事・監事名簿
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	平成21年度学生授業評価結果報告書 平成21年度学生・教職員向けアンケートおよび集計結果
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	該当無し

資料の種類	資料の名称
(9) 図書館利用ガイド等	図書館利用案内
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	ハラスメント防止・対応について
(11) 就職指導に関するパンフレット	就職の手引き
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生相談のご案内
(13) その他	※該当なし
(14) 財務関係書類	a.財務計算書類(写) 2004(平成16)～2009(平成21)年度 b.独立監査法人監査報告書および監事監査報告書 2004(平成16)～2009(平成21)年度 c.財政公開状況を具体的に示す資料 学内誌 事業報告書 財産目録
(15) 寄附行為	学校法人日本赤十字学園寄附行為

日本赤十字豊田看護大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2010年	1月25日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月5日	第12回大学評価委員会の開催（平成22年度大学評価における評価組織体制および大学評価のスケジュールの確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成22年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月11日	評価者研修セミナーの開催（平成22年度の評価の概要ならび
	13日	に主査・委員が行う作業の説明）
	～14日	
	17日	
	19日	
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	～5日	
	8月10日	大学評価分科会第41群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月18日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月1日	第3回大学財務評価分科会の開催
	～2日	
	11日	
	11月20日	第6回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	～21日	
	12月4日	第13回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	～5日	
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2011年	1月31日	第4回大学財務評価分科会の開催
	2月11日	第14回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参

- ～12日 考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成)
- 2月18日 第462回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承)
- 3月11日 第105回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認)